

八王子市養護老人ホーム等における事故発生時の報告取扱い要領

(通則)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)(以下「法」という。)の規定に基づく八王子市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する条例(令和3年八王子市条例第70号)第30条及び八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針第12の(9)による、事故が発生した場合の養護老人ホーム等(以下「施設」という。)から八王子市(以下「市」という。)への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、施設が提供したサービスにおいて事故が発生した場合に、速やかに施設から市に報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(対象施設及びサービス)

第3条 事故報告の対象となる施設及びサービスは、市内に所在している養護老人ホーム及び法第11条に基づき市が措置した者が入所している養護老人ホーム(ただし、当該被措置者にかかる事故に限る)並びに有料老人ホームのうち介護保険法第8条第11項で規定された特定施設入居者生活介護に当てはまらない住宅型有料老人ホーム(以下、「住宅型有料老人ホーム」という。))が行う処遇及びホーム内での日常生活とする。

(事故の範囲)

第4条 報告すべき事故の範囲は、原則、次のとおりとする。

- 1 サービス提供による入所者のケガ及び死亡事故等(以下「ケガ等」という。)
 - (1) ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥及び異食等で医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの。
 - (2) 施設側の責任や過失の有無は問わない。(交通事故等の入所者の自己責任及び第三者の過失を含む。)
 - (3) サービス提供には、送迎・通院時も含む。
- 2 感染症、食中毒、及び疥癬
 - (1) 感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条に規定するものをいう。
 - (2) 感染症等が発生したと認められる場合は、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従い八王子市保健所等に届出を行うこと。
- 3 職員及び従業者の法令違反・不祥事等の発生及び入所者の処遇に影響が

あるもの。(入所者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失など)

- 4 誤与薬、徘徊による行方不明(ケガ等の有無は問わない。)
- 5 その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害によりサービスの提供に影響する重大な事故
- 6 前各項以外で、特に報告を求められた場合

(報告先)

第5条 養護老人ホーム及び住宅型有料老人ホームは、前条に定める事故が発生した場合、第8条の手順により福祉部高齢者福祉課に報告すること。

(報告の書式)

第6条 報告は、原則、別紙のとおりとする。

(報告事項等)

第7条 報告事項は、次のとおりとする。

- 1 事故状況
 - (1) 事故状況の程度
 - (2) 死亡年月日(死亡に至った場合)
- 2 事業所の概要
 - (1) 法人名
 - (2) 事業所(施設)名
 - (3) 事業所番号
 - (4) サービス種別
 - (5) 所在地
- 3 対象者
 - (1) 氏名、年齢及び性別
 - (2) サービス提供開始日
 - (3) 保険者
 - (4) 住所
 - (5) 要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- 4 事故の概要
 - (1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 事故の種別

- (4) 発生時状況及び事故内容の詳細
- (5) その他特記すべき事項

5 事故発生時の対応

- (1) 発生時の対応
- (2) 受診方法
- (3) 受診先医療機関名及び連絡先
- (4) 診断名
- (5) 診断内容
- (6) 検査、処置等の概要

6 事故発生後の状況

- (1) 利用者の状況
- (2) 報告した家族等の続柄及び報告年月日
- (3) 連絡した関係機関
- (4) 本人、家族及び関係先等への追加対応予定(損害賠償等の状況)
- (5) 家族のコメント、反応等

7 事故の原因分析

8 再発防止策

9 その他 特記すべき事項

(報告の手順)

第8条 報告書は、事故処理が済み次第、原則、電磁的方法にて遅滞なく所管課に提出すること。

1 第一報

- (1) 施設は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、所管課に報告書を提出すること。
- (2) 緊急性の高いものは、電話で報告を行い、その後速やかに報告書を提出すること。

2 中間報告及び最終報告

施設は、事故処理が長期化する場合は、適宜中間報告の報告書を提出するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、最終報告の報告書を提出すること。

(市の対応)

第9条 市は報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該施設の対応状況に応じて市として必要な対応を行い、重大な事故については、東京都に報告するものとする。

(その他)

第10条 その他の必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年(2022年)12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)7月1日から施行する。